

ンターでは相談を受けるだけでなく、解決のための助言・あっせんも行っていきます。

私達の消費生活は「契約」によって成り立っています。契約とは売り手と買い手の間で「売ります」「買います」という意思が一致すれば、契約書に印鑑を押さなくても、口約束で成立します。消費者トラブルを招く契約の特徴としては、通信販売が急増していますが、訪問販売と電話勧誘販売も引き続き多く、アポイントメントセールス(デート商法など)やマルチ商法(知人を紹介すれば利益が得られる)は若年層を中心に多く、架空請求・不当請求などの特殊詐欺は減少傾向にあるものの、幅広い世代で被害が出ています。

この日は高齢者に被害が多い手口の一つである「点検商法」を、シナリオに沿って役員が役割を決めて実演しました。業者は無料で屋根を点検すると言って家に入り込み、「このままでは大変なことになる」と不安をあおります。高額な工事費を提示された後、「近所でまとめて工事するから安くする」「お宅だけナイショでさらに安くする」と言われ、工事の契約を結んでしまいました…。

【ロールプレイを体験中】



高齢者は「孤独」「健康」「お金」に不安を抱えています。悪質な業者は高齢者の心の隙間に言葉巧みに入り込み、親切を装い信用させて、高齢者の財産を狙っているのです。

万一、トラブルにあった時の対処法として、訪問販売などで商品やサービスの契約をしても契約を無条件で解除できる「クーリング・オフ制度」があります。業者の強引なセールスなどで、消費者が十分に考える余裕のないまま、申し込みや契約をしてしまった時に生じる被害を防ぐための、いわば“頭を冷やしてよく考える”ための制度です。しかし、解除が可能な期間が定められていたり、通信販売は対象外なので注意が必要です。

くだまされへん そんなあなたが 狙われる>

消費者トラブルにあわない為に、以下のことに気を付けて行動しましょう。

【会員向け勉強会風景】



- ① 相手の会社名や訪問の目的を確認する
- ② いらぬ時はキッパリ断る
- ③ うまい話や急がせる話には何かあると考える
- ④ 迷った時は、その場で契約せずに家族や親しい人に相談する
- ⑤ 消費者センターに相談する
(大阪市消費者センター 06-6614-0999)

事業所さん紹介(12)

特定非営利活動法人 ポートさきしま
福祉作業センター さきしま園

◆事業所の紹介・特長

今、日本で最も注目されている南港(ポートタウン)にある障がい福祉サービス事業(生活介護)の事業所です。

利用者さんの定員は10名で、アットホームな雰囲気の中で活動しています。

また、地元地域の人々の理解と協力を得られるように努力し、地域に開かれた事業所を目指しています。

軽作業、アルミ缶回収・潰し、周辺道路のゴミ拾い等を主な活動としています。

月に一度、外部の講師を招いて音楽、リズム体操や、ボランティアさんによる読みきかせ、おやつ作りがあります。

他には習字、カラオケ、フラワーアレンジメントなどをしています。皆さんそれぞれ思い思いに楽しんで過ごされています。

【脳トレ中】

